空き家相談窓口のご案内

～空き家の管理などでお困りではありませんか？～

空家等の所有者等からのご相談に対応するため、
住宅課に「空き家相談窓口」を設置しています。
皆様からお寄せいただく相談内容に応じて、
「**空き家専門相談員**」が課題解決に向けて
様々な助言をいたします。お気軽にご相談ください。

※「空家等」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法第２条第１項に規定する「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものおよびその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）」をいいます。
※すべての空家等問題を解決できるわけではありません。また、隣人間のトラブルに市が介入することはいたしません。

南国市が取り組んでいる空き家事業のご紹介

利活用に関すること

○空き家活用住宅促進事業

市が所有者から空き家を約10年間借上げ、市が改修したうえで公的賃貸住宅として移住者や子育て世帯などに貸し出します。また、借上げ期間満了後は所有者にお返しし、ご家族での活用や第三者への売却・賃貸を行っていただくなど有効活用していただきます。

○不動産事業者紹介事業

市が空き家の所有者等と市内不動産事業者をマッチングし、空き家の売却や賃貸に向けての相談を行っていただくことで、空き家の利活用促進に繋げます。

※高知県宅地建物取引業協会および全日本不動産協会高知県本部との官民協働事業です。

○空き家バンク事業

中山間地域に存する等の理由で、不動産事業者による取り扱いが困難な空き家の有効活用を図るため、売却や賃貸を希望する空き家の所有者等が空き家物件の情報を登録し、本市への移住を希望する方等にその情報を提供します。

適正管理に関すること

○老朽住宅除却事業費　補助金制度

地震等の自然災害による被害および住宅の管理不全な状態による事故等の防止を図るため、老朽化した木造住宅（空き家）の除却に要する費用の一部を補助します。

※補助金の対象となる住宅の条件や申請方法につきましては、広報5月号でお知らせいたします。

○空家等の適正管理の促進に関する通知

所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、所有者等に対して空家等の情報提供や対応への助言を行います。

■問い合わせ／住宅課住宅係　☎880－6558

ファックスで送られる場合はこちらの面をそのまま送信してください。 088-863-1167

市長への手紙（裏面）

切り取り線

【わたしの意見・提案・要望】

件名〔　　について〕

住所	〒783- 南国市
（ふりがな） 名前	
電話番号	
※市処理欄　No.	担当

回答を希望する場合は、必ず住所、お名前、電話番号を記入してください。担当する部署から電話や書面などで回答します。ただし、市役所の業務以外のこと、個人や団体を中傷するものなど、内容によっては回答できないものもありますのでご了承ください。

◆3 のりしろ③ たに折り　　たに折り のりしろ① ◆1

たに折り

◆2 のりしろ②

※書き込む際は、摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないで下さい。

切り取り線